

## 第 377 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 377 回三木市議会定例会（令和 5 年 9 月 1 日開会）に提出する議案 22 件（条例関係 9 件、補正予算関係 5 件、決算の認定関係 7 件、その他 1 件）の概要は次のとおりです。

### 1 条例関係

#### (1) 第 33 号議案 三木市の公の施設における使用料を改定する関係条例の整備に関する条例の制定について（経営管理課）

##### ア 制定理由

令和 4 年 9 月に策定した料金設定の統一的な考え方となる「三木市使用料・手数料の見直し方針」に基づき、公共施設の使用料について、市民負担の公平性を確保すること及び受益者負担の適正化を図ることを目的として、使用料を規定する関係条例の一部を改正する必要があるため。

##### イ 制定内容

(ア) 次の各条例に規定する使用料について、下表の例により、貸室の面積区分に応じた料金に改める。ただし、改定後の料金は現行料金の 1.5 倍を上限とする。

- a 三木市立小学校、中学校及び特別支援学校設置及び管理に関する条例
- b 三木市立公民館設置及び管理に関する条例
- c 三木市立高齢者福祉センター条例
- d 三木市立総合隣保館条例
- e 三木市立三木コミュニティスポーツセンター設置及び管理に関する条例
- f 三木市立教育センター条例
- g 三木市立デイサービスセンター設置及び管理に関する条例
- h 三木市総合保健福祉センター条例
- i 三木市吉川健康福祉センター条例
- j 三木南交流センター設置及び管理に関する条例
- k 三木市立障害者総合支援センターはばたきの丘設置及び管理に関する条例
- l 三木市立まなびの郷みずほ設置及び管理に関する条例
- m 三木市立市民活動センター条例

n 三木市立別所ふるさと交流館条例

o 三木市立福井コミュニティセンター条例

(現行)

貸室の区分		使用料 (円/時間)
30 m <sup>2</sup> 未満の室		100
30 m <sup>2</sup> 以上 50 m <sup>2</sup> 未満の室		150
50 m <sup>2</sup> 以上 100 m <sup>2</sup> 未満の室		200
100 m <sup>2</sup> 以上の室		400
大 会 議 室	400 m <sup>2</sup> 未満の室	1,200
	400 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未 満の室	1,300
	500 m <sup>2</sup> 以上の室	1,500
料理実習室		500

(改正後)

貸室の区分		使用料 (円/時間)
30 m <sup>2</sup> 未満の室		150
30 m <sup>2</sup> 以上 50 m <sup>2</sup> 未満の室		200
50 m <sup>2</sup> 以上 100 m <sup>2</sup> 未満の室		300
100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満の 室		600
大 会 議 室	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未 満の室	1,200
	400 m <sup>2</sup> 以上の室	1,500
調理実習室		600



(イ) 冷暖房設備を使用する場合の使用料の額の設定(当該使用料の額に100分の130を乗じて得た額)に関する規定を削る。

ウ 施行期日 令和6年4月1日

## (2) 第34号議案 督促手数料を改定する関係条例の整備に関する条例の制定について(経営管理課)

ア 制定理由

令和4年9月に策定した料金設定の統一的な考え方となる「三木市使用料・手数料の見直し方針」に基づき、諸証明の発行等に係る事務手数料について、市民負担の公平性を確保すること及び受益者負担の適正化を図ることを目的として、督促手数料を規定する関係条例の一部を改正する必要があるため。

イ 制定内容

次の条例に規定する督促手数料について、督促状1通につき、80円から100円に改める。

(ア) 三木市税条例

(イ) 分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例

(ウ) 三木市介護保険条例

(エ) 三木市後期高齢者医療に関する条例

ウ 施行期日 令和6年4月1日

**(3) 第 35 号議案 三木市市民福祉年金条例を廃止する条例の制定について  
(障害福祉課)**

ア 廃止理由

市民福祉年金創設当時（昭和 46 年）は、障がい者が利用できる制度やサービスが少なく、それらの不足を補い障がい者の生活の向上と福祉の増進に寄与することを目的として同年 4 月から、三木市市民福祉年金条例に基づき、市独自で市民福祉年金（現金給付）を実施してきたが、現在では、障害基礎年金や特別障害者手当などの給付のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の制定により各種障害福祉サービス等が充実してきたことから、市民福祉年金条例を廃止する。

イ 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

**(4) 第 36 号議案 三木市税条例の一部を改正する条例の制定について(税務課)**

ア 改正理由

地方税法等の改正に伴い、三木市税条例の一部を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 個人住民税関係

a 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化

給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その申告書に記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載した申告書を提出することを可能とする。

b 森林環境税（国税）の導入に伴う徴収方法等の規定の整備

森林環境税の導入に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加し、個人の住民税に併せて森林環境税を賦課及び徴収する規定を設ける。

(イ) 軽自動車税関係

a 燃費・排ガス不正行為への対応

不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、税制上の再発抑止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合（現行：10%）を 35%に引き上げる。

ウ 施行期日

(ア) イ(ア) a 令和 7 年 1 月 1 日

(イ) イ(ア) b 及びイ(イ) a 令和 6 年 1 月 1 日

**(5) 第 37 号議案 三木市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例の制定について（教育施設課）**

ア 改正理由

現行の給食費の額では、適正な給食を提供することが困難であることから、三木市学校給食審議会に対し、学校給食について諮問したところ、食材費の価格高騰が続く中、学校給食摂取基準を満たし、学校給食を「生きた教材」として活用するための質や量を維持するため給食費を改定することが妥当であるとの答申を受け、学校給食費を改定する必要があるため。

イ 改正内容

学校給食費徴収条例第 4 条の学校給食費の額を次のように改正する。

区分	改正前(月額)	改正後(月額)
小学校及び特別支援学校	3,940 円	4,575 円
中学校	4,100 円	4,790 円
幼稚園	3,600 円	4,190 円

ウ 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

**(6) 第 38 号議案 三木市立体育館等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（文化・スポーツ課）**

ア 改正理由

三木市公共施設再配置方針に基づき、三木勤労者体育センターの機能を他の施設に集約し、当該体育館を廃止することに伴い、三木市立体育館等設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要があるため。

イ 改正内容

条例の名称の改正及び三木勤労者体育センターに係る規定を削る。

ウ 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

**(7) 第 39 号議案 三木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について（建築住宅課）**

ア 改正理由

東播都市計画地区計画（三木中央線周辺地区地区計画）を新たに決定することに伴い、三木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する必要があるため。

イ 改正内容

- (7) 地区整備計画の区域として三木中央線周辺地区地区整備計画区域を追加し、当該区域における建築物の用途等に関する制限を定める。
- (4) その他所要の規定の整理を行う。

ウ 施行期日 公布の日

**(8) 第 40 号議案 三木市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について（建築住宅課）**

ア 改正理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、これらの法を引用する規定の整理をする必要があるほか、家族の多様化に対応し市営住宅に同居できる者の条件を緩和し、配偶者等からの暴力を受けた被害者、障害者又は子育て世帯の住宅に困窮する者が入居できるよう三木市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正するため。

イ 改正内容

(ア) 現行の普通市営住宅及び特定公共賃貸住宅の入居者資格の条件の 1 つである「現に同居し、又は同居しようとする親族があること」に、親族に準ずる者として、児童福祉法の規定により入居者又はその同居者である里親に委託されている児童を規則に委任して加える。

※ 特定公共賃貸住宅とは、市営住宅のうち、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき建設し、管理する中堅所得者向けの住宅をいう。

(イ) 普通市営住宅の入居要件の緩和対象となる配偶者等からの暴力を受けた被害者の範囲に、次に掲げる者を加える。

a 母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者

b 女性相談支援センター等による証明書が発行されている者

c 配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所その他行政機関又は配偶者からの暴力の被害者の保護等を図る活動を行う民間の団体による配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている者

(ロ) 普通市営住宅の入居要件の緩和対象となる障害者の範囲に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特殊の疾病による障がいの程度」を加える。

(ハ) 普通市営住宅の入居に係る収入要件として月収 21 万 4 千円（一般世帯基準は 15 万 8 千円）以下が適用される子育て世帯の対象範囲を「小学校就学前の始期に達するまでの者がある世帯」から「15 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある者がある世帯」に改める。

(ニ) その他法令改正に伴う条ずれ等の所要の整理を行う。

ウ 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

**(9) 第 41 号議案 三木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
(消防本部予防課)**

ア 改正理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、三木市火災予防条例の一部を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 蓄電池設備に係る規制対象の見直しについて

現行の規制は主に開放型鉛蓄電池を想定して制定されたものであるが、近年の蓄電池設備の種類が多様化・大容量化に対応するため見直しを行う。

- a 規制の基準とする単位について、電流の「アンペアアワー・セル」から、安全性を分類する際に一般的に用いられる電力量の「キロワット時」へ改める。
- b 蓄電池容量が 10 (キロワット時) 以下のもの及び蓄電池容量が 10 (キロワット時) を超え 20 (キロワット時) 以下のものであって、出火防止措置が講じられたものを規制の対象から除く。
- c 電解液等が外部に漏れ出るおそれのある開放型鉛蓄電池を用いたものを除き、蓄電池設備については耐酸性の床等に設置しなくてもよいこととする。
- d 屋外に設ける蓄電池設備については、雨水等の浸入防止の措置を講じた金属製の箱 (キュービクル式) に限定していたところ、雨水等の浸入防止措置が講じられた箱形の容器に収められた設備であればよいこととするほか、延焼防止措置が講じられたものは、建築物からの離隔距離を取らなくてもよいこととする。
- e キュービクル式以外の蓄電池設備等についても建築物等との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととする。

(イ) 固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直しについて

厨房設備について、新たに固体燃料を用いた厨房設備に係る壁、天井等からの離隔距離を定める。

ウ 施行期日 令和 6 年 1 月 1 日

**2 補正予算関係 【別添「令和 5 年度 9 月補正予算 (案) の概要」参照】**

- (1) 第 42 号議案 令和 5 年度三木市一般会計補正予算 (第 4 号)
- (2) 第 43 号議案 令和 5 年度三木市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- (3) 第 44 号議案 令和 5 年度三木市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- (4) 第 45 号議案 令和 5 年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第

1号)

- (5) 第46号議案 令和5年度三木市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)

**3 決算の認定関係 【別添「令和4年度決算見込の概要」参照】**

- (1) 第47号議案 令和4年度三木市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 第48号議案 令和4年度三木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 第49号議案 令和4年度三木市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 第50号議案 令和4年度三木市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 第51号議案 令和4年度三木市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 第52号議案 令和4年度三木市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- (7) 第53号議案 令和4年度三木市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

**4 その他**

- (1) 第54号議案 工事請負契約の締結について(財政課)

三木市庁舎・みっきいホール外壁・防水改修工事について、工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年三木市条例第4号)第2条の規定により、議会の議決を求めるもの。